

第 4 回議会議員の定数及び任期等検討小委員会会議結果報告書

開催日時	平成 15 年 11 月 13 日 (木) 14:00 ~ 16:35					
開催場所	三本木町役場 ふれあいホ - ル					
委員の出欠	委員長 (鳴子町議会議長)	中 鉢 昇	○	委 員 (鹿島台町住民代表)	武 藤 利 孝	○
出席者 欠席者 ×	副委員長 (三本木町住民代表)	栗 原 和 子	○	委 員 (岩出山町住民代表)	猪 股 松 男	○
	副委員長 (田尻町議会議員)	千 田 秀 一	○	委 員 (岩出山町住民代表)	佐 藤 技	○
	委 員 (古川市議会議長)	佐 藤 清 隆	○	委 員 (鳴子町住民代表)	菅 原 信 朗	○
	委 員 (松山町議会議長)	氷 室 勝 好	○	委 員 (鳴子町住民代表)	吉 田 惇 一	○
	委 員 (三本木町議会議長)	高 橋 源 治	○	委 員 (田尻町住民代表)	石 澤 京 子	○
	委 員 (鹿島台町議会議長)	門 間 忠	○	委 員 (田尻町住民代表)	加 藤 節 幸	○
	委 員 (岩出山町議会議長)	遠 藤 悟	○	委 員 (古川市議会議員)	青 沼 智 雄	○
	委 員 (田尻町議会議長)	三 神 祐 司	×	委 員 (松山町議会議員)	宮 下 佳 民	○
	委 員 (古川市住民代表)	菅 原 忠 男	○	委 員 (三本木町議会議員)	渡 辺 貞 吾	○
	委 員 (古川市住民代表)	高 橋 義 宣	×	委 員 (鹿島台町議会議員)	栗 田 彰	○
	委 員 (松山町住民代表)	丸 一 男	○	委 員 (岩出山町議会議員)	鹿 野 虎 夫	○
	委 員 (松山町住民代表)	松 本 美 佐 子	○	委 員 (鳴子町議会議員)	遊 佐 辰 雄	○
	委 員 (三本木町住民代表)	伊 東 茂	○			
	委 員 (鹿島台町住民代表)	小 林 令 子	○	出席 26名, 欠席 2名		
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 事務局次長 千葉義明, 調整班: 班長 湯村武一,				
調整班: 班員 安住 伸・高橋輝幸・平澤 隆, 総務班: 高橋 勝						
その他						
傍聴者	一般 18 名 ・ 報道関係 6 名 (6 社)					
委員長の署名						

会議次第

1 . 開 会 2 . あいさつ 3 . 協議事項 (1) 議会議員の定数及び任期等について (2) 次回会議の開催について 4 . その他 5 . 閉会あいさつ 6 . 閉 会
--

議事の概要

1. 開会（司会進行 調整班 湯村班長）

2. あいさつ・・・中鉢 昇 委員長

3. 協議事項

（1）議会議員の定数及び任期等について

事務局 千葉次長・・・資料内容を説明。

佐藤清隆委員・・・公職選挙法の規定では、定数を定める場合は人口に基づくと理解しているが、確認したい。

事務局 千葉次長・・・公職選挙法において、選挙区を定める場合は人口によると明記されている。

議長 中鉢委員長・・・議員の定数、任期等について協議する。前回の委員会において、在任特例を適用しないことを総意としたところであり、議員の任期については協議事項から省かれることになる。定数特例を適用するのか、本則選挙とするのか意見を述べてほしい。

佐藤清隆委員・・・定数だけ決めて次に選挙区を定める方法と、定数によっては選挙区を定めないとかの関連が深いと思うが、一つひとつ決めるのか。

議長 中鉢委員長・・・定数特例を適用するのか本則選挙とするのかについての意見を述べてほしい。

佐藤清隆委員・・・今回の合併は1市6町の合併であることと、795平方キロメートルという広大な枠組みを考えると、4年後には法定定数になるので、合併直後にはいろいろな問題もあり、経過措置として定数特例を適用すべきである。

渡辺貞吾委員・・・前回の会議で、理由を付した意見が述べられている。前回の会議において今回の会議開始が2時で良いのかと述べた経緯もあるが、一人ひとり意見を述べていたのではなかなか進まず、結論が出ないのではないのか。

議長 中鉢委員長・・・一人ひとりから意見を聞くのではなく、挙手でと考えている。渡辺委員はどのような意見か。

渡辺貞吾委員・・・定数特例を適用すべきである。理由は前回述べたとおりである。

遊佐辰雄委員・・・議会の代表という立場で参加しており、若干議論が戻ることもあるが了解されたい。11月4日の合併問題調査特別委員会において、先の本委員会では在任特例を適用しないとされたことを報告し、その後の白熱した議論でおおむね次のような結論に達したことを報告し、鳴子町議会の立場を表明したい。議員定数は地方自治の根幹に関わる問題であり、議会制民主主義での住民代表は議員であり、議会の意思の尊重は当然と考える。本委員会での決定があたかも決まったことのように言われているが、法的根拠からもそれはあり得ず、在任特例も含めて法定協議会において決定されることを再確認した。また、各首長は法定協議会の立ち上げに向け、議員や議会に対して、議員の定数は在任特例が望ましく、それを主張するとし合併そのものを導いてきたことも事実であり、その責任も十分考慮されるべきであると考え。鳴子町議会の全体的として、あくまでも在任特例を主張しているが、本委員会での議論で無理となれば定数特例を適用することで一致し、最大の68名で選挙区を設け、均等割を5名以上とすることが総意である。理由はいろいろあるが、鳴子町は合併面積全体の40パーセントを占め、山間地で産業形態や豪雪地帯という特色があり、34名では住民サービスの低下が心配されるというのが大方の意見である。丸一男委員・・・議員定数を考える場合、一票の重みに配慮しなくて良いのか。国会議員の場

合は3倍以内とかの話があるが、第2回会議の資料で松山町と古川市を比較すると1対4となることもあり、その辺の考慮は必要ないか。

栗田彰委員…人口の問題をどう考慮すべきかとの意見であるが、公職選挙法第15条第8項の定めに沿って、人口を基本原則としながらも特殊事情を勘案することになるが、合理的、客観的な基準は難しく、いろいろ議論を重ね法定協議会、最終的にはそれぞれ議会で判断する。4倍とかは議員の数であり、一票の重みは、合併後の総人口139,313人を法定定数34で割ると4,097人になり、4,097をもって、例えば松山町の人口を割れば1.73となりそれが2人になるということで、小数点以下の切り上げで増えることになる。在任特例を適用しないとの本委員会の決定を議会で報告しているが、本則選挙の主張もあった。個々の意見を集約したわけではないが、在任特例を適用しないとすればどうするかということで、選挙区を設けて定数特例となるが、個人的な背景には、新市の事務所の位置については、古川を本庁として三本木町と岩出山町に一部集中として総合支所とした。この考え方はもとよりどうなのか、一番の根幹な問題と思われる安全安心の確保、窓口業務のあり方、サービスの低下を防ぐためには総合支所方式が良いとされたと考える。支所方式であれば、職員の削減、事務の効率化、全体の一体感・共有化などが図られるが、当分の間総合支所方式とされたそもそもの理念は、一気呵成に本則とするのではなく、段階的に手順を踏みながら良いという考え方が根底にあってその議を経たものと思うとき、本則選挙が一番理想的な姿であるが、手順としては定数特例を用いながら移行していくことが、軟着陸の手法であると思う。

伊東茂委員…合併と同時に34名では急激な減となる。合併後の建設計画を適切に実行できるようにするためには、均等割を3名として50名での定数特例を適用すべきと思う。

遠藤悟委員…これまでも本則選挙と述べてきたが今も変わりはない。岩出山町議会の特別委員会で、3回目の議論を行ったところであるが、過去2回の会議では本則選挙が過半数以上の意見であったことから、本委員会でも主張してきた。第3回の会議では、在任特例に関しては本委員会で方向が決まったことを受け、定数と選挙区について集中的に議論した結果、定数特例を用いない、選挙区も設けない、本則選挙とすべきであると決まった。しかし、議会で決まったからとしてごり押しするのではなく、何のために本委員会で議論し法定協議会に上げていくかを考えると、当然本委員会で全体的な意見が集約された形でまとまる中で、岩出山町の意見が少数意見となるか多数意見となるかは分からないが、これまでの本委員会での議論からすると、本則は望ましいとしながらも定数特例もやむを得ないとされていると理解している。結果としてはそのように集約されて結構だが、個人としては本則選挙を主張したい。

議長 中鉢委員長…遠藤委員の意見は岩出山町議会の意思であるが、本委員会で意見がまとまれば、それに沿うと解して良いか。

遠藤悟委員…意見を集約するために会議を行っているという理解し、会議のルールには従う。鳴子町議会からは、均等定数5名でなければだめだと条件提示のようなことがあったが、全体の集約がなされた際には引っ込めてもらわないとうまくない。あくまでも会議のルールに従うことが、民主主義の原理だと考えている。

吉田惇一委員…本則は住民の立場で何回も聞いている。大事なのは合併のためにどう決めるかで、本則はもう結構である。選ぶ側からすると基本的には選挙区を設ける。何故かという、物を買うときに、見えない物を基準として見える物を同じ基準にはできない。見

える物の中から選ぶことが、選ぶ側からすると平等である。見えない物を選ぶとしても分からない。選挙区を設けて4年間務めてもらうと、どのような活動をしてどのような人物かが、選ぶ側からも見えてくる。その時初めて全体の中から選ぶ人が見えてきて、選挙区も必要なくなってくると思う。

武藤利孝委員…前回も述べたが、本則は結構であるが急激な変化を避けるため、定数特例を適用すべきである。定数特例を適用するかしらないかをまず決めて、選挙区を設けるかどうかを決め、それから定数を決めるようにすべきである。

菅原忠男委員…武藤委員と同様の意見であるが、均等割と人口割を併用した定数特例とすべきである。本則選挙のマイナス要素とプラス要素を議論していない。現在の議員を減ずることで、奥羽山脈の裾野の人たちに日が当たらないのではないかという漠然とした考え方だったのでないか。古川選出の議員でも、鬼首の秋田県境の方まで目配りできる人、研究熱心な人が選ばれるということを、かつて岩出山町の委員が述べていたが、本当の意味でのマイナス要素があるのかを真に論議しないと、次の段階での話になっても堂々巡りになるような気がする。

猪股松男委員…住民代表としては、合併の真の意味、何のための合併かということ認識して意見を述べてほしいと思う。定数特例に賛同する意見の根源には、1市6町の現在の132名から本則では34名になる、急激に減ることによって地域の声が行政に反映しないのではないかとこの思いがあると思う。しかし、新市建設小委員会に地域審議会の件が付託されたこと記憶しているが、どのような地域に設置され、どのような構成となるのか、また、行政・議会にどの程度反映させることのできる権限を有するか等について、事務局から説明されたい。

事務局 千葉次長…地域審議会は、合併特例法の改正により平成11年に創設された制度である。役割は、合併後10年間新市のまちづくりにおいて合併特例債等によって事業が展開されるが、新市の施策において各地域における事業が適切に行われているかなどの監視、確認、諮問を受けての提言等である。組織は、基本的には各市町単位での設置であるが、すべてに設置する必要はなく、特定の地域への設置も可能である。人員等については、基本的に協議会で決定することになる。新市における一体的な発展、地域格差等の問題について地域の目で確認し、場合によっては市長等に意見を述べるというものである。

猪股松男委員…議員の減少によって地域の声が行政に届かなくなるという不安点は、地域審議会を活用することで十分補えると思う。10年間は可能ということであるし、定数特例を適用するよりも効果があると思う。

栗田彰委員…各市町単位に地域審議会を設置すればそれなりの働きがなされることであるが、地域審議会は諮問されたことに対して意見を述べるができるもので、法的拘束力は何もない。述べた意見がそのまま反映されるかは執行者に委ねられることになり、意見は極力尊重するなどの法的な拘束力があって権限の裏付けがあるならば別であるが、すべてをフォローできるものではないと思う。

吉田惇一委員…定数特例を適用すべきである。地域審議会は必ず設置されるものとは決まっておらず、地域審議会を前提にすべきでなく、議員がきちんといるということが必要である。急激に変わることは避けるべきで、最初の4年間はいろいろあり、個人的には55名前後と考えているが、定数特例とすべきである。

佐藤技委員…前回も述べたが、住民代表としてあくまでも本則選挙が良いと思う。例えば、

定数特例で40名としても、6名増えてもたいした問題ではない。少数で激戦を勝ち抜いた新市を考えるすばらしい議員で、適正な議会運営がなされる。数が多ければ良いとは限らない。

門間忠委員…本則で34名ではあまりにも激変になる。中央部はそれでも良いが合併では周辺部が当然廃れる。そのようにはならないと言っているし、そうならないように務めているが、基本的には古川市に中心市街地都市形成がなされ、周辺部から人口が中央部に移行していくことは間違いのない事実である。これは、どこでもそのようになっており歴史が証明している。そのような意味で、遠隔地の町からすればそうならないように、地方も切り捨てにならないように、地方の活力も上げられるように合併を進めていこうというのが、合併協議会の根本的なねらいで、そうでなければ合併する必要はない。そのような政策をきちんと展開していくとなると、チェックする機関としての議会の議員の数が激減すると大きな不安が出るし、当然弊害が生ずることも間違いのないことであると思う。800から900億円の予算、1,300名ほどの職員もあり、執行権を批判、監視する議会の機能を十分果たす必要がある。また、合併当初ということもあり、本則選挙はうまくないと思う。1万人規模の町が3つ合併して3万人となって本則選挙は考えられるが、1市6町では難しいと思う。地域審議会については、議決権も修正権もない。予算で市は動くが、提案する権限はあったとしても議決する、修正する権利はなく、遠隔地の住民は不安を感じざるを得ず、民主主義の住民サービス業務としての議員をできるだけ多く置かざるを得ないと思う。

高橋源治委員…議員の問題については、前回前々回と委員全員が一人ずつ意見を述べ、それを受けて前回の会議で、在任特例を適用しないことを決めた。残るは本則選挙と定数特例となっている。会議の進め方として、定数特例とするか本則選挙とするかを早く絞って、本則であれば定数は考える必要がなく、選挙区を設けるかどうかになる。定数特例であれば、選挙区と定数になる。個人的には定数特例を主張するが、なぜ合併時点で特例があるかを考えると、特に周辺部で議員の数が減ることは議員だけの問題ではなく、議員が少なくなることで一般町民の不安にも結びつく。合併時に激変を避け、本則選挙よりは少し多くしたほうが良いというのが合併を進める国の方針であると思うので、それを利用してできるだけ本則選挙より多い定数特例とすべきである。

氷室勝好委員…合併で危惧されることは住民サービスの低下である。合併後10年くらいは行政機能が安定しないだろうとのことから、各町単位に総合支所を置き、当分の間はそれぞれの町の行政機能を発揮することが大筋決まった。特に不安定な時期にそれを補完するのは議会と認識している。同時に住民サービスの低下を少なくする、あるいはその地域をまんべんなく回って提言活動をしなければならない。そのことから定数特例を適用すべきと考える。国でも、合併においては激変を避けるべきだとのことから、特例が方針とされている。本則選挙までの4年間というのは経過措置でもあると思う。本則となると、松山町のように小さな町では、極めて少ない人数の議員となることを思うと身の震える思いがし、あくまでも定数特例で選挙区を設けるべきと主張する。

小林令子委員…会議は本日で4回目になるが、前回に在任特例を適用しないことを決めたものの、今回も同じような繰り返しになっている。定数特例、本則選挙のそれぞれのメリット、デメリットについては既に勉強してきているものと思う。定数特例だ本則選挙だと述べあっている。同じようなことを何度も繰り返すことはどうかと思う。

千田秀一副委員長…委員長は、重大な問題でもあり、各委員の議論を尽くしてまとめたいとの考えである。委員各位の協力を願いたい。

議長 中鉢委員長…これまでの委員の意見をまとめると、定数特例を適用すべきとのことが大半を占めるが、本委員会としては定数特例を適用すべきとの総意として良いか。

(全員了承)

<休憩>

議長 中鉢委員長…定数と選挙区について各委員から意見を述べてほしい。その前に条例定数と特例の定数について、事務局から説明を求める。

事務局 千葉次長…14万人規模の市の地方自治法で定める定数が34名であるが、定数特例は一期に限りその倍の68名までで定数を定めることができる。その後は、地方自治法の規定に基づいて34名を上限として定数を定めることになる。今回は、定数特例の定数と地方自治法で定める定数を決めることになる。

佐藤清隆委員…定数特例を適用すると決まったが、特例後の定数は新しい議会で条例で定めても良いと解するが、それも本委員会で決めなければならないのか。

事務局 千葉次長…これまでの事例の中には、定数特例の4年間で条例に基づく定数を定めている例もある。本委員会で、34名の内での定数を必ずしも決める必要はないが、決めるかどうかは本委員会で決定することになる。

議長 中鉢委員長…特例後の定数については、本委員会では決定しないことにして良いか。

石澤京子委員…このような意見が大方なので委員会の総意として良いかと議長が問い、それに「はい」という大きな声があがる。本日の傍聴の方々は前回までの意見の積み重ねが分からない。せめて、このような意見が出たがこのように決めて良いかを挙手するなど、形として意思表示をする方法が良いと思うし、委員も納得すると思う。

青沼智雄委員…定数に関する事も協議事項に謳われ、委員会のスタ-ト時から決めることを確認しており、本委員会で条例定数を決めるべきである。また、先ほどに定数特例を適用することが決まっており、次は選挙区を設けるかを議論すべきである。それぞれの議会の特別委員会を受けての意見が述べられたが、個人的には選挙区を設けるべきと考える。

加藤節幸委員…前回から定数特例を適用すべきと述べてきた。条例定数の取り扱いについても、議論し決めるべきである。先に定数特例の定数を決め、選挙区を決め、その後条例定数を本委員会で決めるかどうかを議論し決すべきである。

高橋源治委員…第1回会議の資料の中に「市町村の設置を伴う合併においては……あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員定数を定めなければならない」とあり、本委員会で決めなければならないと考える。

事務局 千葉次長…資料説明の中に「あらかじめ」とあるが、先進事例に新市における条例定数は新市において定めるとしている例があり、そのことから新市で決めることもできると先ほど説明したものである。

佐藤清隆委員…条例で定めるのは議会であり、6年後のことを本委員会で決めることは無理がある。新しい議会で条例を定めることが妥当のことであり、本委員会で決めることはいたずらに混乱する。

事務局 千葉次長…予定では来年5月に合併調印し、6月の議会に合併に関する議案を提案するが、その場合の議案は、地方自治法に基づく合併についての議案があり、それ以外に別立てで、議員の定数、地域審議会の設置や農業委員会委員の定数に関する議案が提案

されている事例がある。議員定数については新しい議会で議決するということもあるし、1市6町の議会で新市の議会の条例定数を定めることもあるが、いずれにしても議会の議決が必要である。

加藤節幸委員…6年後の条例定数は、本委員会で決めることができるし、新市の議会で定めることを決めることができるので、きちんと各委員に諮って取り扱いを決定すべきである。

氷室勝好委員…合併のスケジュールで、来年の6月に各市町で議決することになるが、6年後のものを各市町の議決を経ない前に本委員会で決めることはできないと考える。

<休憩>

議長 中鉢委員長…事務局から説明の訂正の申し入れがあるので、改めて説明を求める。

事務局 千葉次長…定数特例時の定数を決めるとともに、4年後の本則選挙における定数、34名の上限内での定数についても合併協議中で決める必要がある。条例定数は新市の議会で決めることもできるとの先ほどの説明は誤りであった。

議長 中鉢委員長…定数と選挙区について各委員の意見を求める。

渡辺貞吾委員…先ほども意見を求めて8割の委員が意見を述べた。全員に一人ひとり求めるのか、挙手で述べるのか。時間的にロスが多くなると思うので明確にしてほしい。

議長 中鉢委員長…挙手で述べてほしい。

栗田彰委員…新市における上限34名の条例定数と定数特例時の定数についてとのことだが、混同するので、基本である条例定数をまず決めて、特例時の定数を決める方がスムーズに進むのではないかと。

議長 中鉢委員長…ただいまの提案を受け、条例定数を議題とする。

門間忠委員…地方自治法に上限34名と定められており、34名とすることで良いと思う。

丸一男委員…条例定数の件は唐突に出てきた感がある。これまでの会議では全然話題になってきていない。定数特例の定数については意見を述べるができるが、34名上限の条例定数については考えをまとめる時間が必要であり、次回まできちんとまとめてもらうことで良いのではないかと。混乱を避けるためにも、特例時の定数をまず決めるべきではないかと。

青沼智雄委員…第2回会議、第3回会議でも述べたが、上限34名というのが一人歩きしている。10万人から19万9,999人までが34名であり、14万人で何名が適当なのか、単純に数字からは31名程度になると思う。定数特例は倍まで認められるので、基となる数をきちんと決める必要があると思うがどうなのか。例えば、特例後の定数を30名と定めるとすると、その倍の60名が定数特例時の定数となるのか。

事務局 千葉次長…仮に条例定数で30名と決めても、法定定数34名の倍の68名まで特例時の定数として定めることができる。

議長 中鉢委員長…丸委員の提案を受け、条例定数については次回の議題としたいが、どうか。

(全員了承)

議長 中鉢委員長…これからは、選挙区をどうするかについて協議したい。

渡辺貞吾委員…市町単位に選挙区を設ける方が良い。

遠藤悟委員…定数特例を選択したことは、選挙区を設けることとセットでの思いであると

考えるので、委員長から直に諮る方が早いのではないか。

議長 中鉢委員長…市町単位に選挙区を設けることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手大半)

議長 中鉢委員長…挙手が大半と認められるので、市町単位に選挙区を設けることに決しました。

<休憩>

議長 中鉢委員長…特例後の選挙区に関し事務局の説明を求める。

事務局 千葉次長…選挙区の設定については、公職選挙法の規定に基づき市町単位に選挙区を設けることができ、その際の選挙区ごとの定数は人口比によることになる。この選挙区は、公職選挙法に基づき一回限りでなく、引き続きそれ以降も設けることが可能である。均等割の考え方は公職選挙法施行令の規定によるもので、一回限りのもので人口比に基づかないで定数を定めることができる。2回目の選挙の際には選挙区を設けるかの判断もあるが、その定数は人口比に基づくことになる。

議長 中鉢委員長…特例後の選挙区をどう取扱うか。

栗田彰委員…新市の議会で決定すべきである。

議長 中鉢委員長…その件は本委員会では協議しないこととし、均等割を適用するかどうかについての協議を行う。

遊佐辰雄委員…鳴子町は326平方キロメートルで合併後の795平方キロメートルの41パーセントを占めている。均等割は勿論、面積割も考えて是非均等割としてほしい。5人以上という鳴子町議会の案であるが、それも踏まえて最初の一回だけであるので、均等割を多くすることで小さな町も救われると思う。

丸一男委員…均等割を採用する場合は、均等割3名で総定数40名が望ましいと考える。

渡辺貞吾委員…この件に関しても、これまでいろいろ議論してきておりある程度の答えは出ているものと思う。時間的なこともあるので、人数は後としても均等割を適用するかどうかを挙手で決してはどうか。

議長 中鉢委員長…均等割について、挙手で決してはどうかとの提案であるがどうか。

(了承)

議長 中鉢委員長…それでは、均等割に賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

議長 中鉢委員長…挙手多数と認め、市町単位に選挙区を設定し、均等割とすることとする。次に、均等割の人数を何名とするかについて意見を求める。

加藤節幸委員…均等割という考え方に疑問を感じる。会議資料はまず均等割ありきが伺える。まずは人口比で何名かを配分し、それに地域割、均等割で何名かをそれに上乘せするのが大事だと思う。しかし、資料では均等割が先に来ている。法定定数を人口比で選挙区ごとに配分し、それに均等分何名かを加算する形が良いと考える。

佐藤清隆委員…先の資料は、加藤委員が述べるとおり均等割ありきの誘導性を感じている。かつて、福田赳夫氏が一人の血は地球より重いと述べたが、公職選挙法第15条第8項に、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員数は、人口に比例して条項で定めなければならないとされており、これが大原則である。ただし特別な事情があるときは、あくまでも人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。大原則はあくまでも人口であり、それを念頭に入れ特殊性に配慮しながら決める

べきである。古川市は人口の半分を有しており、単純計算すると半数の議員となるが、古川市でもその辺は考慮するので、良識的な判断を願いたい。皆が納得する決め方が求められる。

猪股松男委員…第2回会議で定数に関する資料が提示されているが、今回の合併は対等合併が前提にあり、均等割を適用しないと人口の少ない町が不利になる状況になる。基本的には3名ないし4名の均等割を適用し、残りを人口比で配分すべきと思う。

栗田彰委員…基本的には公職選挙法第15条第8項、佐藤委員が述べたことはもっともだと考える。人口比で議員の数を配分することは曲げてはならない大原則と思う。しかし、合併という特殊事情を考慮し均衡を図るということがあると思うので、持ち分を配分する。持ち分というのは、持ち分が多くなればなるほど古川市は少なくなり、それで納得するかどうか、許容範囲というものが当然ある。一票の重さ、国政選挙だと神奈川県と島根県の例は選挙区が違うので、一票の格差が生じてもある意味では致し方ないが、同じ市で一票の格差が大きくなった場合に、客観的・合理的な基準といえるのかどうか。14万人の々が情報を収集していることを考えるときに、均等割を用いるならば、その中で人口と面積を加味し、あとは比例配分しないと全体的なバランスがとれないと思う。古川市の方々には、割を食うところは我慢してもらい、その許容範囲はどの辺かを考えながら決めるべきである。

菅原忠男委員…均等割と人口比に、約40パーセントの面積を有する鳴子町のような地域性も勘案する必要があるのではないか。

門間忠委員…均等割の数は2名が限界である。なぜならば、2名とした場合には古川と最小の松山の差が2倍以内に収まり、3名とした場合には2倍を超える結果になると思われ、2名が限界と考える。

高橋源治委員…一票の格差を考えなければならない。均等割の人数が多くなるほど古川市の比率が下がる。均等割を2名にしても定数を何名にするかで比率が変わってくる。均等割2名で定数50名だと、松山町、三本木町と古川市の格差が2倍以内に収まる。この辺も考慮しなければならない。

丸一男委員…明確な説明はなかったが、一票の格差については考慮の対象ではないようなことであった。均等割は2名かなと考えたが、松山町の数を使うといろいろな問題が生ずることになりそうである。これを各町の議会で審議した場合に納得できないとなると、合併がスムーズにできるのか。先ほど鳴子町の委員が述べた面積割りへの配慮ということは、先に意見として述べたところであるが、議論が佳境に入ってくると一つひとつきちんと確認していかないと、3回やっても4回やってもまた同じことがでてくる。先に3名と述べたのは、一票の格差という点が明確でなかったので、松山町の希望としてである。

石澤京子委員…議論を聞いてとても疑問に思う。本委員会は、定数や均等割の人数について、各市町、各地域の希望を出す場なのか。参考意見としては良いと思うが、我が町はこうありたいとかこのくらい面積が広いからこの程度の人数でなければというのではなく、14万人の住民がきちんと納得できる、さらにより良い合併した地域をつくるということで、協議会から付託されたのが本委員会だと思う。しかし、地域エゴの意見が出ているような感じがする。例えば、水田を10町歩所有する人と1町歩所有する人とを比べると、10町歩の人の力が強いのか。一般住民として、そのように感じられてしょうがない。面積がこのくらい占めているからどうしても何名は、とかでは住民代表として説明がつかない。

い。人数については、均等割2名が望ましい。

遊佐辰雄委員…本委員会そのもの、合併そのものの矛盾だと思うのだが、おのおのの市町の代表として参加しているので、自分の市町をどうするのか、今後合併でどうなるのか、住民サービスはどうかを原点に考えて、どう反映させるかが我々の使命だと思う。総花的、全体的に良いこともあると思うが、各市町におかれる責任を持って合併がどうあるべきかを議論するのであるから、合併の議論には地域エゴを主張しても良いと思う。最終的に決まった場合は、小異を捨て大同につくことは分かるが、決まるまでは地域の代表として、地域住民の責任を負っているのだとの形で真剣に議論することが、合併を進めていくうえで大事であり、いろいろな面で考慮されるべきである。単純に小さい大きいの問題だけではないが、定数だけではなく財政の問題とか、いろいろな問題が明らかになっていないし住民にも明らかになっていないここで、仮に決定されても最終的には議会の議決で決定されることになるので、各々異なった考えをぶつけて最後は総意決めることが大事だと思う。

門間忠委員…一つ提案がある。議員の身分等については非常に大切な問題で、議会の単項議決を経なければならない。勿論本委員会には付託されており、十分な審議を行い協議会に上げることになる。小委員会としてここで議論しているが、その経過、方向性を事務局あるいは委員長で取りまとめて、各議会からも参考意見を聞くような丁寧な対応をした方が良いのではと思う。三本木町では12月に議員の改選があり、その後の新議会で議決となるので、そのような意味から意見を聞く。期間は1月いっぱいくらいになると思うので、徴した意見も参考としては良いのではないかと思い提案する。

渡辺貞吾委員…前回、本日の会議の開始時刻が2時からで良いのかと述べたのはこのことである。先延ばし先延ばしにすると、次で決まるかも分からない。挙手して意見を述べるとしたが、全員から意見を聞いて空気だけでも把握した方が良いと考える。次回でも、40名にするとか50名にするとか68名にするとかで議論になり、先延ばしになる恐れがある。全委員の考えを聞いて次に結論を出すようにすべきである。個人的には、3名の50名を主張してきたが、その背景には、大体町では7割の減になるが古川市では3割くらいの減になり、次の選挙でも動かない。

高橋源治委員…かつて改選後の新議員が、前の議会で議決したことを我々は議決していないと主張したことが三本木町の議会であった。前の議会で何をしていたのか、権限はないのかとなる。本委員会で議論を重ねているが、三本木町の新しい議員から意見を聞いてとなると、これまでの議論はどうなるのだと各委員も疑問に思うのではないか。そのため、その辺までの配慮は遠慮したい。

栗田彰委員…持ち分をどのくらいにするかは極めて重要な問題であり、たたき台として資料が提示されているが、これは概数であり内容を分析すればさまざまな数字が出てきて、客観的・合理的な基準になると思うので、その作業を事務局で行い資料として提示してほしい。それを参考として、次回に審議すれば良いと考える。

遠藤悟委員…本日は、定数特例を適用する、選挙区を設定する、均等割とすることが確認されている。この先は宿題として、議員も住民代表委員もそれぞれの立場で真剣に考え、次回の会議まで均等割を何名にするか、全体の定数を何名にするかを決める。さらには報酬を決めるということで、次回で到達点を見出すということを目標として、皆でがんばり次回に臨むということで、委員長が提案している進め方で集約してはどうか。

吉田惇一委員…人口比だけで地理的な条件などを加味することは、法的にできないのか確認したい。分からないで考えると片手落ちになる。

事務局 千葉次長…公職選挙法に基づく選挙区の定数配分は人口比である。均等割については公職選挙法施行令に基づくもので、人口比以外での決め方をあくまでも1期のみ定めることができるもので、具体的な数の決め方の中に、地理的要因、地形的要因などさまざまな要因を基に按分できる。資料として2名から5名の均等割の表を提示しているので均等割だけと誤解を受けるが、さまざまな要因で決定の要素とすることは、一期だけであるが制度上可能である。

議長 中鉢委員長…いろいろ活発に議論されてきたが、ここで協議事項1は終了とする。次回の会議まで各委員において検討をお願いします。

(2) 次回開催日程について

事務局 千葉次長…資料に基づいて説明。

提示案<11月28日(金)13:30 田尻町総合体育館 会議室> のとおり決定。

4. その他

5. 閉会あいさつ…栗原副委員長

6. 閉会(調整班 湯村班長)